

生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）

今回基準値の設定を行うこととする生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）は次のとおりです（農薬の登録制度及び当該農薬登録基準については参考1を参照）。

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（第98回）での審議の結果、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）第3号の規定に基づき、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和2年3月環境省告示第31号）を以下のとおり改正することとします。

①水域の生活環境動植物関係

告示第3号イの環境大臣の定める基準（水域の生活環境動植物の被害防止の観点）として、表1左欄に掲げる農薬の成分の公共用水域における水域環境中予測濃度について、表1中央欄に掲げる基準値を新たに設定し、又は改正します。

表1 告示第3号イの環境大臣の定める基準関係

農薬の成分	基準値	現行の基準値
アンモニウム＝〔(3RS)－3－アミノ－3－カルボキシプロピル〕メチルホスフィナート（別名グルホシネート）及びナトリウム＝〔(3S)－3－アミノ－3－カルボキシプロピル〕メチルホスフィナート（別名グルホシネートPナトリウム塩）	〔(3RS)－3－アミノ－3－カルボキシプロピル〕メチルホスフィン酸（別名グルホシネート酸）として190 μ g/l	〔(3RS)－3－アミノ－3－カルボキシプロピル〕メチルホスフィン酸（別名グルホシネート酸）として7,300 μ g/l
2－(4-tert-ブチルフェニル)エチルキナゾリン-4-イルエーテル（別名フェナザキン）	0.37 μ g/l	－
2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-メトキシメチルアセトアニリド（別名アラクロール）	0.47 μ g/l	4.7 μ g/l
ジイソプロピル-1,3-ジチオラン-2-イリデン-マロネート（別名イソプロチオラン）	240 μ g/l	920 μ g/l
(±)-5-アミノ-1-(2,6-ジクロロ- α , α -トリフルオロ-p-トルイル)-4-トリフルオロメチルスルフィニルピラゾール-3-カルボニトリル（別名フィプロニル）	0.066 μ g/l	0.024 μ g/l
3-(2-クロロ-4-メシルベンゾイル)-2	2.0 μ g/l	34 μ g/l

ーフェニルチオビシクロ [3. 2. 1] オクター 2-エン-4-オン (別名ベンゾビシクロン)		
3-(4-クロロ-5-シクロペンチルオキシ- 2-フルオロフェニル)-5-イソプロピリデン -1, 3-オキサゾリジン-2, 4-ジオン (別 名ペントキサゾン)	0.26 $\mu\text{g}/\text{l}$	0.79 $\mu\text{g}/\text{l}$

②陸域の生活環境動植物関係

・告示第3号口の環境大臣の定める基準（陸域の生活環境動植物の被害防止の観点）のうち鳥類に係るものとして、表2左欄に掲げる農薬の成分の鳥類に係る予測ばく露量について、表2右欄に掲げる基準値を新たに設定します。

表2 告示第3号口の環境大臣の定める基準（鳥類に係るもの）関係

農薬の成分	基準値
2-(4-tert-ブチルフェニル)エチルキナゾリン-4- イルエーテル (別名フェナザキン)	120mg/kg体重
2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-メトキシメチル アセトアニリド (別名アラクロール)	100mg/kg体重
ジイソプロピル-1, 3-ジチオラン-2-イリデン-マ ロネート (別名イソプロチオラン)	140mg/kg体重
(±)-5-アミノ-1-(2, 6-ジクロロ- α , α , α -トリフルオロ-p-トルイル)-4-トリフルオロメ チルスルフィニルピラゾール-3-カルボニトリル (別名 フィプロニル)	7.6mg/kg体重
3-(2-クロロ-4-メシルベンゾイル)-2-フェニ ルチオビシクロ [3. 2. 1] オクター-2-エン-4-オ ン (別名ベンゾビシクロン)	160mg/kg体重
3-(4-クロロ-5-シクロペンチルオキシ-2-フル オロフェニル)-5-イソプロピリデン-1, 3-オキサ ゾリジン-2, 4-ジオン (別名ペントキサゾン)	150mg/kg体重

・告示第3号口の環境大臣の定める基準のうち野生ハナバチ類に係るものとして、表3左欄に掲げる農薬の成分のばく露経路ごとの野生ハナバチ類に係る予測ばく露量について、表3右欄に掲げる基準値を新たに設定します。また、同号口の環境大臣の定める基準への適否に関し、「生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（二次答申）（令和2年6月 中央環境審議会）」に基づく野生ハナバチ類の蜂群単位に対する影響評価結果を踏まえて判断する場合の考え方を追記します。

表3 告示第3号口の環境大臣の定める基準（野生ハナバチ類に係るもの）関係

農薬の成分	基準値			
	成虫の接触ばく露に関するもの	成虫の単回経口ばく露に関するもの	成虫の反復経口ばく露に関するもの	幼虫の経口ばく露に関するもの
2-(4-tert-ブチルフェニル)エチルキナゾリン-4-イルエーテル(別名フェナザキン)	0.048 $\mu\text{g} / \text{bee}$	0.17 $\mu\text{g} / \text{bee}$	0.034 $\mu\text{g} / \text{bee} / \text{day}$	0.013 $\mu\text{g} / \text{bee}$
ジイソプロピル-1,3-ジチオラン-2-イリデン-マロネート(別名イソプロチオラン)	4.0 $\mu\text{g} / \text{bee}$	4.0 $\mu\text{g} / \text{bee}$	0.22 $\mu\text{g} / \text{bee} / \text{day}$	0.84 $\mu\text{g} / \text{bee}$
(±)-5-アミノ-1-(2,6-ジクロロ- α, α -トリフルオロ-p-トルイル)-4-トリフルオロメチルスルフィニルピラゾール-3-カルボニトリル(別名フィプロニル)	0.0002 $2\mu\text{g} / \text{bee}$	0.00015 $\mu\text{g} / \text{bee}$	0.00000 $2\mu\text{g} / \text{bee} / \text{day}$	0.0010 $\mu\text{g} / \text{bee}$

なお、新たに設定し、又は改正する基準値は、当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。